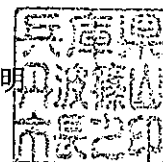


丹波篠山市告示第 67 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 7 月 24 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

野間地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 7 月 16 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 2 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

中心経営体はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

【農地】今後、耕作できなくなった農地が出てきたときは、集落内で耕作可能な農家があればできるだけ任せ、無ければ中心となる経営体である地元認定農家と集落営農組織を中心に預かり、耕作放棄地が発生しないよう取り組む。

【農作業】集落営農組織として省力化やコスト低減に取り組み、充実した組織づくりにより共同作業等を進め、集落農業の活性化を図る。

【担い手】今後も継続して集落内の農地を継続して守っていけるよう、担い手を含め集落内で定期的に話し合いの場を持ち、課題解決に努める。

【その他】地区の集落営農推進員並びに農地利用最適化推進委員との連携強化に努め、集落農業の活性化を目指す。